

2021 年度サービス管理責任者等研修会 実践研修 開催要綱

1 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な、実践的な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という。）の養成を図ることを目的とする。

2 実施主体

公益社団法人大分県社会福祉士会（大分県指定研修事業者）

3 研修期間・研修会場

研修期間は3日間（全2回 研修内容は同一）とする。

研修内容	期日	定員	会場
講義・演習 （第1回目）	2022年1月19日（水） 12:00～18:00 2022年1月20日（木） 12:00～17:40 2022年1月21日（金） 12:00～18:00	49名	大分県総合社会福祉会館 住所：大分市大津町 2丁目1番41号
講義・演習 （第2回目）	2022年1月26日（水） 12:00～18:00 2022年1月27日（木） 12:00～17:40 2022年1月28日（金） 12:00～18:00	49名	大分県総合社会福祉会館 住所：大分市大津町 2丁目1番41号

※開催日等については、受講決定通知書でお知らせいたしますのでご確認をお願いします。

※受講日程の選択はできませんので、ご了承ください。

4 対象者

・基礎研修修了者となった日以後、実践研修受講前5年間に通算して2年以上、相談支援の業務又は直接支援の業務に従事した者であって、一定のサービス管理責任者等の業務（※別紙「役割と業務」参照）について実地教育（OJT）を受けた者

〈留意事項〉

- (1) 本会主催の令和元年度サービス管理責任者等研修会（基礎研修）を受講し、修了した者
※本年度は新型コロナウイルス感染防止のため、受講者は大分県内事業所の者に限ります。
- (2) 本研修は、対象者向け（OJTを受けられ、基礎的なサービス管理責任者等の業務を理解している者向け）の実践的な内容となりますので、受講希望法人におかれましては、該当者のご推薦をお願いいたします。
- (3) 平成31年3月31日において現にサービス管理責任者等に該当する者は受講の必要はありません。
- (4) 経過措置として、実務要件を満たす者が、令和4年3月31日までの基礎研修修了者は3年間実践研修未受講であってもサービス管理責任者等とみなされますが、それ以降は期間内に実践研修を受講する必要があります。
- (5) 旧サービス管理責任者等研修（分野別研修）を受講された方で、令和1年度以降に相談支援従事者研修（講義部分）を修了された方は、期間内に実践研修を受講されるようお願いいたします。
- (6) 実践研修修了者が期間内に更新研修修了者とならなかった場合においては、改めて実践研修を修了することによって、サービス管理責任者等とすることができます。

5 研修内容

詳細は別紙研修カリキュラム参照

6 受講定員

- (1) 全98名（1回の研修あたり49名）
- (2) 研修受講生の選定
定員を超える受講申込があった場合、関係機関と協議のうえ、受講者の選考をおこないます。
1事業所あたりの受講申込に上限はありませんが、定員を超えた際は、受講できない場合があります。
- (3) 受講者の決定
申込書の内容を確認の上、受講決定通知を法人代表あてに送付いたします。
通知発送は12月初旬を予定しています。受講可否について、電話による事前のお問い合わせはお受けいたしかねますのでご遠慮願います。

7 受講費

26,000円

受講決定通知書の送付後に指定している口座へお振込みください。

※振込手数料は受講者様ご負担でお願いします。

※受講費の入金確認後に改めて受講証を送付します。

8 受講申し込み方法

大分県社会福祉士会ホームページにあります電子申請システムにて申し込みを行って下さい。
また以下に掲げるものを電子申請システムにて添付してください。

(1) 本会主催の令和元年度サービス管理責任者等研修会（基礎研修）の修了証書の写し

(2) 実務経験書（様式1）

※実務経験の証明に関してはサービス管理責任者等研修会（基礎研修）を修了した翌日から2021年12月末日（見込み）で記入してください。

(3) 受講者推薦書（様式2）

提出がない場合は、受講をお断りさせていただくことがあります。また、内容に空欄、不備、虚偽等があった時は、申し込みを受け付けない場合があります。

※電子申請システムは入力した氏名・生年月日が修了証に記載されますので、間違いがないように入力してください。

9 受講申し込み期間

2021年11月1日（月）10:00～2021年11月28日（日）23:59

10 事前課題

演習で使用する事前課題があります。

事前課題に取り組めていない場合や未記入等の不備のある場合等は受講をすることができません。またその場合は、受講証は交付いたしません。（事前課題の提出については、受講決定通知書をご確認の上、提出期間内にご提出ください。）

※事前課題提出期間2021年12月13日（月）～12月24日（金）17:00まで

11 修了証

カリキュラムをすべて修了したものは、修了証を交付します。

※原則、基礎研修で修了されたサービス管理責任者研修、児童発達支援管理責任者研修の修了証が発行されます。

※研修全体で、20分以上の退席（遅刻、早退等）があった場合は、修了証は交付しません。

※また、著しく受講態度の悪い者（私語、居眠り、携帯電話の利用等）についても、修了となりません。

12 その他

(1) 受講決定後の受講者の変更はできません。

なお、入金後の受講キャンセルや当日欠席された場合において費用の払い戻しはできませんので、ご了承ください。

(2) 電子申請システムにて入力等された個人情報については、本研修事業の実施業務及び修了者名簿の管理業務以外で利用することはありません。

(3) 身体障がいがあるなどの理由により、座席の位置などに特別な配慮が必要な方は、受講申し込み時にその旨の入力をお願いします。（電子申請システムの備考欄へ）

- (4) 適切な室温管理に努めておりますが、個人差がありますので衣服調整にて対応のほどよろしくお願ひします。
- (5) 今年度は新型コロナウイルス感染防止のため、主催者の判断により中止、延期、会場変更等を行うことがあります。その際は、研修前日までに大分県社会福祉士会のホームページに掲載します。個別の連絡は行いませんので必ずホームページをご確認下さい。
- (6) 会場では「マスクの着用」や「手洗いの徹底や手指の消毒」等、感染防止に協力をお願いします。また、発熱等の症状が見られる場合は、必ず事務局に事前に相談し、指示に従って下さい。
- (7) 新型コロナウイルス感染防止のため十分な感染対策を行った上、研修を実施してまいります。事業所と十分に協議いただいたうえで、研修申込・受講の対応をお願いいたします。

13 問合せ

(本研修の受講手続等に関すること)

〒870-0907 大分県大分市大津町 2-1-41 大分県総合社会福祉会館 2F

公益社団法人大分県社会福祉士会 (TEL : 080-8565-6609 平日 10 : 00~17 : 00)

※サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の事業所指定の配置要件等、制度に関することは指定申請を行う県や市町村へお問い合わせください。